府　令

○内閣府令第三十四号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第百六条の六」の下に「第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百六条の二十、第百六条の二十七」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この府令は、平成二十二年七月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第八十三号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に改める。

第一条の二第一号中「第五十一条第八項第一号」を「第五十一条第十二項第一号」に、「第五十一条第七項第五号」を「第五十一条第九項第二号」に改め、同条第二号中「第五十一条第八項第二号」を「第五十一条第十二項第二号」に、「第五十一条第七項第七号」を「第五十一条第九項第七号」に改める。

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「措置は」を「ものは」に改め、同項第十一号中「保険金額」を「保険金」に改め、同項第二十二号中「第十一号イ及びロに掲げる契約（以下この条において「住宅資金貸付契約等」という。）」を「住宅資金貸付契約等」に改め、同項第三十三号中「よって保険金額」を「よって保険金」に、「商法第六百七十四条第一項の規定による」を「保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十八条又は第六十七条第一項の」に改め、同号イ中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第二項中「掲げる」の下に「場合の」を加え、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「前項第七号」を「第九項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項第五号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　債務を既に負担している組合員が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　当該組合員が弁済する債務のすべてが、当該組合員が貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務であつて、貸金業者又は貸金業法第四十三条の規定により貸金業者とみなされる者を債権者とするものであること。

ロ　当該貸付けに係る契約の貸付けの利率が、当該組合員が弁済する債務に係る貸付けに係る契約の貸付けの利率（当該組合員が弁済する債務に係る貸付けに係る契約が二以上ある場合は、弁済時における貸付けの残高（極度方式基本契約（貸金業法第二条第七項に規定する極度方式基本契約をいう。以下この号において同じ。）に基づく極度方式貸付け（同条第八項に規定する極度方式貸付けをいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額。ハにおいて同じ。）により加重平均した貸付けの利率）を上回らないこと。

ハ　当該貸付けに係る契約に基づく定期の返済により、当該貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれること。

ニ　前号イ、ハ及びニに掲げるすべての要件に該当すること。

第五十一条第七項第六号ロ中「第三十一条ノ六第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　組合員が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約として当該組合員と組合の間に締結される契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの（ロ(1)、(2)、(3)及び第十一項において「特定緊急貸付契約」という。）

イ　当該組合員の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

ロ　次に掲げる金額を合算した額が十万円を超えないこと。

(1)　当該特定緊急貸付契約に係る貸付けの金額

(2)　当該組合員と当該特定緊急貸付契約以外の特定緊急貸付契約を締結しているときは、その貸付けの残高の合計額

(3)　指定信用情報機関（貸金業法第二条第十六項に規定する指定信用情報機関をいう。以下この号において同じ。）から提供を受けた信用情報（同条第十三項に規定する信用情報をいう。以下この号において同じ。）により判明した当該組合員に対する当該組合以外の組合の特定緊急貸付契約に係る貸付けの残高の合計額

(4)　指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該組合員に対する貸金業者の特定緊急貸付契約（貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）第十条の二十三第一項第二号の二に規定する特定緊急貸付契約をいう。）に係る貸付けの残高の合計額

ハ　返済期間が三月を超えないこと。

六　金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）からの貸付け（イにおいて「正規貸付け」という。）が行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　正規貸付けが行われることが確実であると認められること。

ロ　返済期間が一月を超えないこと。

第五十一条第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　前項第五号及び次項の「特定費用」とは、次に掲げる費用をいう。

一　外国において緊急に必要となつた費用

二　前号に掲げるもののほか、社会通念上緊急に必要と認められる費用

11　特定緊急貸付契約に係る特定費用が前項第一号に掲げる費用である場合にあつては、当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しは、外国において行われるものでなければならない。

第五十一条第六項中「前項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項第二十二号に規定する「住宅資金貸付契約等」は、次に掲げる契約とする。

一　第一項第十一号イ及びロに掲げる契約

二　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ　金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券

三　不動産（借地権を含み、組合員若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該組合員若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時におけるその不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）